

(変更認可)

第十九条 第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。
(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。）は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。（気象予報士に行わせなければならない業務）

第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。（警報事項の伝達）

第二十条 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の利用者に迅速に伝達するよう努めなければならない。

第二十一条 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が、予報業務その他の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するよう努めなければならない。（業務改善命令）

第二十二条 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（許可の取消し等）

第二十三条 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が次の各号の一に該当するとときは、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれに基づく处分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

(予報業務の休廃止)
第二十二条 第十七条の規定により許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したこととなつたとき。

(予報業務の休廃止)
第二十二条 第十七条の規定により許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したことあること。

止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。（警報の制限）

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

(予報及び警報の標識)

第二十五条 気象予報士（試験）

第二十四条の二 気象予報士（試験）

第二十四条の三 気象予報士（試験）

第二十四条の四 気象予報士（試験）

第二十四条の五 気象予報士（試験）

第二十四条の六 気象予報士（試験）

第二十四条の七 気象予報士（試験）

第二十四条の八 指定試験機関（試験員）

第二十四条の九 試験事務（試験機関の選任及び解任）

第二十四条の十 指定試験機関の役員（試験員を含む）

第二十四条の十一 指定試験機関（試験員を含む）

第二十四条の十二 指定試験機関（事業計画等）

第二十四条の十三 指定試験機関（帳簿の備付け等）

第二十四条の十四 気象予報士（試験員）

第二十四条の十五 気象予報士（試験員）

第二十四条の十六 気象予報士（試験員）

第二十四条の十七 気象予報士（試験員）

第二十四条の十八 気象予報士（試験員）

第二十四条の十九 試験事務（試験機関の選任及び解任）

第二十四条の二十 指定試験機関（試験員を含む）

第二十四条の二十一 指定試験機関（試験員を含む）

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
四 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。
二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

（指定の公示等）

第二十四条の七 気象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

二 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を気象庁長官に届け出なければならぬ。

三 気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。（試験員）

第二十四条の八 指定試験機関は、試験事務を行つて、気象予報士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務について、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせなければならぬ。

第二十四条の九 試験事務に從事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、気象庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十四条の十 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、気象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十四条の十一 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に気象庁長官に提出しなければならない。

第二十四条の十二 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に気象庁長官に提出しなければならない。

第二十四条の十三 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条の十四 気象庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をることができる。

第二十四条の十五 指定試験機関は、気象庁長官の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十四条の十六 気象庁長官は、指定試験機関が第二十四条の六第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

第二十四条の十七 気象庁長官は、指定試験機関が第二十四条の六第一項各号の一に適合しない期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずること、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十四条の十八 気象庁長官は、不正な手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対する試験の合格の決定を取り消し、又はその試験を停止することができる。

第二十四条の十九 指定試験機関は、前項に規定する気象庁長官は、前二項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、二年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

第二十四条の二十 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十一 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十二 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十三 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十四 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十五 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十六 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

第二十四条の二十七 气象予報士は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項は、国土交通省令で定める。

る試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 気象庁長官が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十四条の十五第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により試験事務の規定期定により指定試験機関が行う試験事務の停止を許可する場合は、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の二十八 气象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

（登録の実施）

第二十四条の二十九 气象庁長官は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除むる他の事項を気象予報士名簿に登録しなければならない。

（登録年月日及び登録番号）

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名及び生年月日

三 その他国土交通省令で定める事項

（登録事項の変更の届出）

第二十四条の二十四 气象予報士は、前条の規定により気象予報士名簿に登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第二十四条の二十五 气象予報士は、前条の規定が次の各号の一に該当する場合又は本人から第二十四条の二十の登録の抹消の申請があつた場合には、当該気象予報士に係る当該登録を抹消しなければならない。

一 死亡したとき。

二 第二十四条の二十一第一号に該当することとなつたとき。

三 偽りその他不正な手段により第二十四条の二十の登録を受けたことが判明したとき。

四 第二十四条の十八第一項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。

五 第二十四条の二十一第一号に該当する者の登録を受けなければならない。

（欠格事由）

第二十四条の二十一 次の各号の一に該当する者は、前条の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないたる者

2 气象予報士が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その相続人又は当該気象予報士は、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

（試験手数料等）

第二十四条の二十六 試験又は第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。（国土交通省令への委任）

第二十四条の二十七 この章に定めるもののは、試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十四条の五第三項の規定にかかるわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 气象庁長官は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてい

(指定)

第二十四条の二十八 气象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法

人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

（情報提供業務規程）

第二十四条の二十九 センターは、第十七条の規定により許可を受けて行われる予報業務その他の民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るために、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報に関する情報その他の気象に関する情報の利用の促進を図るため、次に掲げる業務を行ふものとする。

二 前号に掲げる業務（以下「情報提供業務」という。）の提供を行ふこと。

三 気象情報の利用に関する事項について相談及び研究を行うこと。

四 気象情報を利用する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び気象情報の社会活動における利用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

（センターへの情報提供等）

第二十四条の三十 气象庁長官は、センターに対し、情報提供業務の実施に必要な気象情報であつて国土交通省令で定めるものを提供するとともに、当該業務の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

第二十四条の三十一 センターは、情報提供業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務

第三章の三 民間気象業務支援センター

第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)後、三年以上気象測器の検定の実務に従事した経験を有する者であること。

二 口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

三 登録申請者が、第九条に規定する気象測器の製造、輸入又は販売を業とする者(以下この号及び第三十二条の十第二項において「気象測器製造業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、気象測器製造業者等がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十九条第一項に規定する親法人をいふ。)である場合には、気象測器製造業者等がその親法人(会社法第五十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員(過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員があつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者が(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、気象測器製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員があつた者を含む。)であること。

口 登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第三十二条の十三第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人にあつては、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録検定機関が検定事務を行う事務所の所在地

四 登録検定機関の行う検定の範囲

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令に掲げる事項及び検定事務の開始の日を公示して定める事項

(登録の公示等)

第三十二条の五 気象庁長官は、第九条の登録をしたときは、前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項及び検定事務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録検定機関は、前条第三項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

3 気象庁長官は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。(登録の更新)

第三十二条の六 第九条の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十二条の三及び第三十二条の四の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(検定の義務)

第三十二条の七 登録検定機関は、検定の申請があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2 登録検定機関は、別表の下欄に掲げる測定器について、国土交通省令で定める期間ごとに、気象庁長官による校正又は計量法第二百三十五条若しくは第二百四十四条の規定に基づく校正を受けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、登録検定機関は、公正に、かつ、第三十二条の四第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

第三十二条の八 登録検定機関は、検定事務に関する規程(以下「検定事務規程」という。)を定め、検定事務の開始前に、気象庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 檢定事務規程には、検定事務の実施方法、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第三十二条の九 登録検定機関は、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

2 気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十二条の十 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 気象測器製造業者等その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は署写の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2 登録検定機関は、別表の下欄に掲げる測定器について、国土交通省令で定める期間ごとに、気象庁長官による校正又は計量法第二百三十五条若しくは第二百四十四条の規定に基づく校正を受けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、登録検定機関は、公正に、かつ、第三十二条の四第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

第三十二条の十一 気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)

2 気象庁長官は、前項の規定により検定事務の全部又は一部を行つたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要がある検定事務を行わないこととするときは、検定事務の全部又は一部を行ふこととし、又は同項の規定により行つてあると認めるとときは、検定事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 気象庁長官が、第一項の規定により検定事務の全部又は一部を行ふこととした場合における

2 檢定事務規程には、検定事務の実施方法、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第三十二条の十三 气象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 気象庁長官は、登録検定機関が次条の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三十二条の十四 气象庁長官は、第九条の登録を受けた者がいないとき、登録検定機関から第三十二条の九第一項の規定による検定事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により第九条の登録を取り消し、又は同項の規定により登録検定機関に対し検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要がある検定事務を行わないこととするときは、検定事務の全部又は一部を行ふこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

2 気象庁長官が、第一項の規定により検定事務の全部又は一部を行ふこととした場合における

検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
(準用規定)

第三十二条の十五 第二十四条の十三の規定は、 登録検定機関について準用する。この場合において、同条中「試験事務」とあるのは、「検定事務」と読み替えるものとする。

(型式証明手数料等)

第三十三条 第三十二条第一項の型式証明、第三十二条の二第一項の認定、同項第二号、第三

二条の四第一項第一号若しくは第三十二条の七
第二項の気象庁長官による校正又は第三十二条の十四第一項の規定により気象庁長官が行う検定を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(実施細目)
第三十四条 検定証印の様式、検定証書及び型式証明書の様式及び再交付その他検定及び型式証明並びに認定測定者及び登録検定機関に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第六章 雜則

第三十五条 気象庁は、一般的の依頼により、気象、地象及び水象に関する事実について証明及び鑑定を行う。

2 前項の証明又は鑑定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(刊行物の発行等)

第三十六条 気象庁は、第一條に規定するもの以外一般の利用に供するため、気象、地象、地動、地磁気、地球電気及び水象に関する観測、調査及び研究の成果並びに統計を刊行物の発行その他の方法により発表するものとする。

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つしなければならない。

2 気象測器又は氣象、地象、地動、地磁気、地球電気又は水象に設置する気象測器若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により地震動、津波、高潮、波浪若しくは洪水につない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

(土地又は水面の立入)

第三十八条 気象庁長官は、気象、地象、地動、地磁気、地球電気又は水象の観測を行うため

必要がある場合においては、当該業務に従事する職員を国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入りする場合におけることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で開まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者占有者又は使用者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知するこれが困難であるときは、この限りでない。

(障害物の除去等)

第三十九条 気象庁長官は、気象、地象、地動、地磁気、地球電気又は水象を観測するためやむを得ない必要がある場合は、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。

2 気象庁長官は、離島、湖沼、山林、原野又はこれらに類する場所で、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかるらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。この場合においては、すみやかにその旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(損失の補償)
第四十条 前二条の規定による立入又は伐除により損失を生じた場合には、国は、その損失をうけた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(許可等の条件)

2 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

3 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告及び検査)

2 前項の要な限度において、第十七条第一項若しくは第

二十六条第一項の規定により許可を受けた者は第七条第一項の船舶に対し、それらの行う気象業務に對し、その業務に關し、報告させることができる。

2 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関、センターや登録検定機関に對し、その業務に關し、報告させることができる。

3 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、認定測定者に對し、その業務に關し、報告させることができる。

4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により許可を受けた者若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つしなければならない事務の観測を行う者の事業所若しくは観測を行いう所又は第七条第一項の船舶に立ち入り、気象記録、気象測器その他の物件を検査させ、又は關係者に質問させることができる。

5 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関、センター又は登録検定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は關係者に質問させることができるものである。

6 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定測定者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は關係者に質問させることができる。

7 前三项の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(身分証票)

第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第四項から第六項までの規定により當該業務に從事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(特殊な業務の受託)

2 気象庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般的の委託により、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項についての特殊な観測、予報、情報の収集及び作成、調査並びに研究並びにこれらの指導を行い、気象測器並びに地動、地球磁気及び地球電気の観測に用いる器具、器械及び装置の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

3 第二十四条の十第一項の規定に違反してそ

の職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 センターが第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第二項の規定による

規定による試験事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

2 前項の委託をする者は、国土交通省令で定めることにより、手数料を納めなければならない。(交通政策審議会への諮問等)

2 交通政策審議会は、気象庁長官の諮問に応じ、第三条各号に掲げる事項その他の気象業務に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項において、関係行政機関に對し、意見を述べることができることによる。

2 前項の委託をする者は、国土交通省令で定めることにより、手数料を納めなければならない。(経過措置)

2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(権限の委任)

2 この法律に規定する気象庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は沖縄気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長又は沖縄気象台長に委任された権限は、国土交通省令で定めることにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

2 國土交通省令への委任

2 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、國土交通省令で定める。

2 第四十三条の四 この法律に規定する気象庁長官の権限は、國土交通省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は沖縄気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長又は沖縄気象台長に委任された権限は、國土交通省令で定めることにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

2 第四十三条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手續その他の事項は、國土交通省令で定める。

2 第四十四条 第三十七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十六条 第二十二条の十第一項の規定に違反してそ

の職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条の三 第二十四条の十六第二項の規定による

規定による試験事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

四 登録検定機関が第三十二条の十三第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録検定機関の役員又は職員

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五十円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反した者

二 第十七条第一項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行つた者

三 第十九条の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的又は範囲を変更した者

四 第十九条の三の規定に違反して気象予報士以外の者に現象の予想を行わせた者

五 第二十二条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第二十三条の規定に違反して警報をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで気象の観測の成果を発表する業務を行つた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の二（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 第三十八条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

三 第四十一条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十一条第四項又は第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、センター又は登録検定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十三（第三十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十五第一項（第二十四条の三十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して試験事務の全部又は第二十四条の二十九に規定する業務の全部を廃止したとき。

第三十二条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条（第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

附 則 **（昭和二七年七月三一日法律第二五一号）抄**

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則 **（昭和二七年七月三一日法律第二七八号）抄**

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 **（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）抄**

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **（昭和三一年六月一一日法律第一四〇号）抄**

この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 **（昭和三七年五月一六日法律第一一四四号）**

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟は、裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てによつて、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下

〔訴願等〕という。については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続によるこの法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年七月一日法律第一七〇号）抄
二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一一三〇号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月三一日法律第

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月一六日法律第
九〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月二六日法律第二
九号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月一五日法律第七
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二十五日法律第
八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月二〇日法律第五
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月二〇日法律第五
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年五月一九日法律第四
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年五月一九日法律第四
六号) 抄

(施行期日)

ない範囲内において政令で定める日から、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第十九条の次に二条を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定(「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える部分に限る)、第四十六条中第三号を第七号とし、第二号の次に四号を加え改訂規定(同条第四号に係る部分に限る)及び第六条の規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行する。

第二条 この法律の施行前に気象業務法(以下「旧法」という)第二十一条ただし書(旧法第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした旧法第十八条第一項第一号又は第二号に適合するための措置をとるべきことの命令は、この法律による改正後の気象業務法(以下「新法」という)第二十条の二(新法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりした気象庁長官がこの法律による改正前の気象業務法(以下「旧法」とい)第二十二条この法律の施行前に気象業務法(以下「新法」とい)第二十二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定により許可を受けている者に対する新法第二十一条(新法第二二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令又は許可の取消しの処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

正後の関係法律の規定に伴う経過措置)

者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかる、その日に満了する。

一から四十九まで 略

五十 気象審議会

別に定める経過措置)

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置)

正後の関係法律の規定に伴う経過措置)

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九)

六号 抄

(施行期日) (気象業務法の一報による経過措置)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

(氣象業務法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の氣象業務法(以下この条において「新氣象業務法」という。)第九条の登録を受けようとする者は、第六条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新氣象業務法第三十二条の八第一項の規定による検定事務規程の届出についても、同様とする。

2 第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の氣象業務法(以下この条において「旧氣象業務法」という。)第三十二条の三第一項の指定を受けている者は、新氣象業務法第九条の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧氣象業務法第三十二条の三第一項の指定の有効期間の残存期間とする。

3 第六条の規定の施行前にされた旧氣象業務法第二十八条第一項の規定による検定の申請であつて、第六条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4 第六条の規定の施行の際現に旧氣象業務法第三十二条の三第一項の指定を受けている者が行うべき第六条の規定の施行の日の属する事業年度の検定事務に係る事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれららの書類の気象庁長官に対する提出については、なお従前の例による。

5 第六条の規定の施行前に旧氣象業務法第二十八条第一項の規定により指定検定機関がした検定事務(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつしてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつして処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

山現象の予報の業務を行なうことができる。その者がその期間内にこれららの業務に係る同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き地震動又は火山現象の予報の業務を行う場合は、その者を新法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新法第四十一条第一項及び第四項の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の氣象業務法第十七条第一項の許可を受けている者であつて、地震動又は火山現象の予報の業務を行つてゐるものは、この法律の施行の日から起算して一年間を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三十七号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二六日法律第八号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えた日から施行する。

附 則 (平成一七八年七月二六日法律第八号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百一十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二一日法律第一五号) 抄

(施行期日) (新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第四条の規定(公布の日を超過する経過措置)

二 第一条中氣象業務法第四十三条の四第一項の改正規定及び第二条の規定(平成二十五年十月一日)

三 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

四 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

五 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

六 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

七 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

八 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

九 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十一 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十二 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十三 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十四 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十五 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十六 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十七 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十八 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

十九 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十一 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十二 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十三 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十四 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十五 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十六 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十七 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十八 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

二十九 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

三十 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

三十一 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

三十二 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

三十三 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

三十四 第二条(新氣象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置)

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年五月三一日法律第四
一号) 抄

(施行期日)

抄

別表 (第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)

| | | | |
|-----------------------------------|-------|--------|---------|
| 風速計 | 気圧計 | 湿度計 | 気象測器 |
| 測定器 | 設備 | 測定器 | 測定器 |
| 通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計 | 恒温検査槽 | 電気式気圧計 | 測定器及び設備 |
| ピトー管 | 雨量計 | 電気式日射計 | 設備 |
| 差圧計 | 日射計 | 測定器 | 測定器 |
| 風洞 | 設備 | 電気式日射計 | 電気式温度計 |
| 長さ計 | 測定器 | ビュレット | |
| | 測定器 | | |